## 新型コロナウイルス感染症に係る質問票

福島市介護支援専門員連絡協議会新型コロナ対策委員会

## 令和 3 年 2 月 26 日

令和3年度 介護報酬改定に係る通所介護(地域密着型を含む) 入浴介助加算の見直しについて

【新設 入浴介助加算(Ⅱ) 55単位/日】

医師等が<u>利用者の居宅を訪問し</u>、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。 この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、 訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環 境整備に係る助言を行うこと。

福島市は現在新型コロナウイルス厳重警戒体制にあり、居宅訪問には細心の注意を払っています。

多くの利用者が通所にて入浴を利用する中、この加算の算定のためには少なくても、通所事業所・福祉用具専門員・ 居宅事業所・本人やご家族が居宅の浴室を確認する必要があり【3蜜】となります。

また、複数の通所事業所を利用している方もおり4月改正では日程調整が困難と思われます。

必要な入浴の個別計画の詳細は別途としても、短期間の間で相当数の居宅訪問を避けて加算にも

|適応する方法はないでしょうか?

(解答案)

その1

・本来は実際に利用者居宅にて多職種で行うのが望ましいが、コロナ禍で【3蜜】を避けるために、事業所の 入浴計画作成を行う担当者のみが利用者居宅を訪問し、動画や写真を用いて福祉用具専門員や、 介護支援専門員へ環境整備に関する助言を行うことで代替とすることができる。

その2

・ 暫定で介護支援専門員が通所での入浴が必要と判断した場合には加算を算定できる期間を設ける (判断基準を市町村で作成しておく)

その3

・算定開始期間を遅らせ、現状の加算の有効期間を延ばす

回答年月日 令和3年3月1日 回答者 長寿福祉課介護給付係

新設の入浴加算(II)について県高齢福祉課へ照会した回答です。 訪問する職員については、医師等(医師、理学療法士、作業療法士、 介護福祉士、介護支援専門員等)となっていることから、訪問自体は 多職種の方で行うことが条件とはなっていないと思われるとのことです。 このため、医師等のみが利用者の居宅を訪問し、その後、介護支援専門員・ 福祉用具専門員と連携して環境整備に関する助言を行うことは可能である と考えられます。

なお、来週頃には届出様式など確定版が示されるのではないかとのこと。

現時点での回答となりますことをご了承ください。

い合わせ内容

問

答